

令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務
企画提案実施要領

1 事業の概要

(1)事業の目的

WEB 県民だよりのデジタルオウンドメディアとしての有用性を早期に確立する。

(2)業務名

令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務

(3)実施期間

契約締結日から令和6年10月10日(木)まで

(4)契約限度額

3,419,999円(税込)

2 応募に係る資格要件

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3)この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

(4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5)静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 業務の内容及び求める水準

(1)業務の内容(別添「令和6年度デジタルオウンドメディア推進業務仕様書」のとおり。)

県民だより発行時に、WEB 県民だより(トップページ及び各ページ、フカボリ# 県民だより)の閲覧者の増加・定着を図るため、デジタル媒体を中心とした広報を実施する。

※令和5年度の広報実施状況は、別添のとおり

< 県民だよりの発行 >

発行号	備考
6月号 (令和6年6月1日発行)	新聞折り込みなし
7月号 (令和6年7月1日発行)	新聞折り込みあり※
8月号 (令和6年8月1日発行)	新聞折り込みなし
9月号 (令和6年9月1日発行)	新聞折り込みあり※

※ 朝日、毎日、読売、産経、日本経済、東京、中日、静岡、伊豆の各新聞の定期購読世帯への新聞折り込みを実施。

< フカボリ # 県民だより >

毎号、県民だよりの特集記事に関連した施策や話題など、紙面に載せきれない情報を掲載。紙面から同サイトへの誘導は、二次元コードの掲載により実施している。

(web ふじのくにメディアチャンネル内 <https://fmc.pref.shizuoka.jp/article post/>)

ア デジタル広報

- ・ WEB 及び SNS 広告など、県民の閲覧・利用頻度が高いデジタル媒体を用いる。
- ・ 若年層の閲覧促進につながる広報を実施する。
- ・ 広告制作の経費を含む。
- ・ ただし、上記手法よりも効果的な手法がある場合は提案を受け付ける。

イ アナログ広報

- ・ 新聞折込をしない月(6月、8月)にアナログ媒体を用いた広報を実施する。
- ・ 県民の閲覧・利用頻度が高い媒体を用いる。
- ・ 広告制作の経費を含む。
- ・ ただし、上記手法よりも効果的な手法がある場合は提案を受け付ける。

ウ その他、発行紙等と連携した情報発信

- ・ 上記ア、イに加えて、県民だより発行紙等と連携した効果的な方法について、自由な提案を受け付ける。

エ 効果測定

- ・ 活用した広報媒体の効果測定(媒体ごとの WEB 県民だよりへの誘導状況等)を行い、毎月、報告書を提出する。

(2) 求める水準 効果測定

- ・ 企画性、業務遂行能力、その他配慮すべき点

4 応募方法

(1) 参加申込

企画提案に参加する場合には、参加資格確認申請書(仕様書様式第1号)及び宣誓書(仕様書様式第2号)を提出すること

提出期限: 令和6年4月26日(金)正午必着

提出先: 広聴広報課(持参又は郵送)

※後日、参加資格確認書を通知する。

(2) 質問

質問はメールにて受け付ける

受付期間: 令和6年4月16日(火)から令和6年4月22日(月)正午まで

送付先: 「9 担当部局・問合せ先」にメールを送付。併せて、その旨を電話で連絡すること。

回答方法: 令和6年4月25日(木)までに静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)に掲載する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限: 令和6年5月7日(火)16時まで

提出先: 広聴広報課(メール及び持参又は郵送)

(4) プレゼンテーション(企画提案審査)

日時: 令和6年5月中旬(開催時刻は、企画提案参加者に追って連絡する。)

場所: 静岡県庁内会議室(開催場所は、企画提案参加者に追って連絡する。)

内容: 提案内容説明概ね15分、質疑応答15分

5 提出書類と選定基準

(1) 提出書類(詳細は別紙2参照)

ア 企画書(5部)

イ 見積書(1部)

(2) 選定基準

ア 企画性

- ・ 期待する企画が表現されているか(複数の媒体の組合せによる相乗効果を高める戦略の有無、企画する広報により推定される効果(アクセス件数)の表現の有無 等)
- ・ 実現可能性は担保されているか(実施媒体の特性(ユーザー層、規模等)の加味 等)

イ 業務遂行能力

- ・ 体制、スタッフ等企画を達成しうるか
- ・ 信頼しうる実績は認められるか
- ・ その他提案された内容を遂行できる能力があるか

ウ その他配慮すべき点

- ・ 企画提案者は社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組)を行っているか 等

6 選定及び契約

- ・ 県が設置する審査委員会により企画提案について内容を審査し、協議の上、契約候補者を決定する
- ・ 県は選定された契約候補者と契約の交渉を行い、提案上限額の範囲内において契約する

7 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

- ・ 選定結果は、企画提案審査委員会翌営業日に企画案提案者にメールで通知する
- ・ 選定結果に対する説明を希望する旨の意思表示があった場合には、電話または来庁面会により説明する。日時については別途通知する

8 その他

- ・ この企画提案に参加するために要した費用は、参加者の負担とする
- ・ 提出された書類は返却しない
- ・ 提出された書類は、県庁内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある
- ・ 契約に当たり、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある

9 担当部局・問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県知事戦略局広聴広報課

メール:pr@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号:054-221-2233 FAX 番号:054-254-4032

令和5年度WEB版県民だよりへのアクセス状況

ver. 4月1日

WEB版県民だより 県民だより	WEB誘導促進				WEB誘導促進							
	4月号 3/26-4/30	5月号 5/1-31	6月号 6/1-30	7月号 7/1-31	8月号 8/1-31	9月号 9/1-30	10月号 10/1-31	11月号 11/1-30	12月号 12/1-31	1月号 1/1-31	2月号 2/1-29	3月号 3/1-31
計測期間	5,527	3,821	23,021	21,025	18,605	25,180	5,114	31,680	29,105	34,752	22,609	37,976
WEB広告によるアクセス	-	-	11,125	10,705	10,519	13,669	-	18,596	17,820	18,885	16,424	16,484
Yahoo!	-	-	2,595	-	-	2,788	-	6,478	5,976	6,800	4,018	4,089
Google	-	-	8,530	10,705	10,519	10,881	-	12,118	11,844	12,085	12,406	12,395
SNS広告 (Instagram)	-	-	-	-	-	2,152	-	4,050	3,413	7,662	2,444	5,772
WEB・SNS広告以外	5,527	3,821	9,257	5,060	5,619	9,359	5,114	9,034	7,872	8,205	3,741	15,720
月トップページ	3,009	2,251	19,764	15,766	16,137	21,675	2,966	17,170	15,622	17,591	13,481	5,820
1面	298	283	358	275	292	616	150	4,423	405	204	822	21,622
2,3面	255	125	493	285	222	335	121	332	182	5,768	993	7,274
特集(2面)	-	-	-	196	274	151	296	279	1,867	3,183	1,318	174
特集(3面)	-	-	-	252	263	367	189	1,678	818	3,052	1,044	9,690
平均(1面当たり)	277	153	426	252	263	367	189	1,678	818	3,052	1,044	9,690
フカボリ#県民だより閲覧者												
掲載件数	1	1	2	4	2	3	2	3	2	2	2	3
閲覧数	98	512	337	364	331	550	94	600	325	2,388	2,640	247
平均(1記事当たり)	169	203	169	91	166	183	47	200	163	1,194	1,320	82

フカボリ#県民だより 閲覧状況(発行後1カ月の集計)

発行	内容	計	月平均
4月	農福連携	98	98
5月	新茶の極み	512	512
6月	再エネ 地域の旬	74 263	169
7月	ものづくり(選手紹介) ものづくり(HONDA) 封筒になった絵 大人の手口	169 64 78 53	91
8月	SHIPIに行ってみました! せんがれっと	232 99	166
9月	伊豆ジオサイト カラーガード隊 協田選手に聞きました	86 200 264	183

※ 紙面の県民だより当該ページの二次元コードを掲載し、記事へ誘導

(別紙1)

発行	内容	計	月平均
10月	出前講座の様子 木造への思い	57 37	47
11月	おてつたび 介護 サッカー×自転車競技編	340 102 158	200
12月	献血 合理的配慮(しずてつ)	236 89	163
1月	国際パカロシア オリヒメ(前編)	156 2,232	1,194
2月	消費者トラブル ヤングケアラー	2,552 88	1,320
3月	自転車ヘルメット着用 スパークリングティー オリヒメ(中編)	94 83 70	82

企画提案に係る提出書類

1 企画書 (5部 日本産業規格 A4 用紙 20 ページ以内)

[記載事項]

(1)提案企画のコンセプト

- ・事業目的を実現するための基本的な考え方(事業実施によるアクセス件数の到達点(推定))を提案すること
- ・業務遂行のための実施方針(実施体制、作業工程等)を示すこと

(2)デジタル広報

(3)アナログ広報

(4)その他、発行紙等と連携した情報発信

(5)効果測定

2 業務体制表(様式任意、5部)

[記載事項]

- ・総括責任者、業務担当者の氏名、経験年数、過去の担当実績など
- ・業務の一部を企画提案者と異なる会社へ委託する場合には、その業務内容、会社名称及び所在地を記載すること

3 見積書(様式任意、1部)

[記載事項]

- ・経費の総額とその内訳

[留意事項]

- ・見積の内訳は、以下の3つに大区分し記入すること

(1)デジタル広報

(2)アナログ広報

(3)その他、発行紙等と連携した情報発信

(4)その他経費

- ・各費目の詳細(算定根拠)を提出すること(様式任意)

4 その他(適宜、提出する場合は5部)

上記「2 業務体制表」に記載した過去の実績に、類似業務がある場合は審査の参考とするので、必要に応じて提出すること

※1~4のデータをメール(pr@pref.shizuoka.lg.jp)及び持参又は郵送にて提出すること